

所得控除一覧

[所得控除]

扶養親族の有無や社会保険料等の支払いなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を決めるために所得から差し引かれるものです。

種類	要件	控除額			
雑損控除	災害や盗難等により住宅や家財などに損害を受けた場合	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝A の金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ①A の金額－(総所得金額等の合計額×10%) ②A の金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
医療費控除	前年中に一定額以上の医療費の支払いがあった場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	①－②－③ (最高限度額200万円) ①支払った医療費の合計金額 ②生命保険などで補てんされた金額 ③10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額			
社会保険料控除	国民健康保険料、国民年金保険料などの支払いがある場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	支払い額全額			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金 などの支払いがある場合	支払い額全額			
生命保険料控除	生命保険料の支払いがある場合(次の①から③までによる各保険料控除の合計控除限度額は70,000円です。)				
	①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 各保険料を右の計算式により計算した金額 (イ)介護医療保険料 (ロ)一般生命保険料 (ハ)個人年金保険料 ※(イ)+(ロ)+(ハ)の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額	
		から	まで		
		0円	12,000円	支払い額全額	
		12,001円	32,000円	支払い額÷2+6,000円	
	②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 各保険料を右の計算式により計算した金額 (イ)一般生命保険料 (ロ)個人年金保険料 ※(イ)+(ロ)の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額	
		から	まで		
		0円	15,000円	支払い額全額	
		15,001円	40,000円	支払い額÷2+7,500円	
	③ ①と②の両方の保険契約等がある場合	56,001円		56,000円	支払い額÷4+14,000円
70,001円		～	28,000円		
地震保険料控除	①地震保険料の支払いがある場合	支払い額		控除額	
		から	まで		
		0円	50,000円	支払い額÷2	
	②旧長期損害保険料の支払いがある場合 * 平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う特約のある契約)に基づく保険料	50,001円		～	25,000円
		支払い額		控除額	
		から	まで		
		0円	5,000円	支払い額全額	
	①地震保険料と②旧長期損害保険料 両方の支払いがある場合	5,001円	15,000円	支払い額÷2+2,500円	
		15,001円	～	10,000円	
			① 計算結果+②の計算結果 (控除限度額25,000円)		

種類	要件		控除額					
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について適用になります。		30万円					
寡婦控除	死別で前年の合計所得金額500万円以下の方、または離別で子以外の扶養親族を持つ寡婦について適用になります。ただし、所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設けられます。		26万円					
勤労学生控除	自己の勤労に基づく所得があり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合		26万円					
障害者控除	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合		26万円					
	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合		30万円					
	控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障がい者である場合		53万円					
配偶者控除	納税義務者本人の前年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者があり、その配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合		あなたの合計所得金額					
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下			
			一般	33万円	22万円	11万円		
	老人(70歳以上)の配偶者		38万円	26万円	13万円			
配偶者特別控除	納税義務者本人の前年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者の所得が48万円超133万円未満の場合 ※青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方又は白色申告者の事業専従者となっている方を除きます	配偶者の合計所得(円)		あなたの合計所得				
		超	以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
		480,000	1,000,000	33万円	22万円	11万円		
		1,000,000	1,050,000	31万円	21万円	11万円		
		1,050,000	1,100,000	26万円	18万円	9万円		
		1,100,000	1,150,000	21万円	14万円	7万円		
		1,150,000	1,200,000	16万円	11万円	6万円		
		1,200,000	1,250,000	11万円	8万円	4万円		
		1,250,000	1,300,000	6万円	4万円	2万円		
1,300,000	1,330,000	3万円	2万円	1万円				
1,330,000	~	0	0	0				
扶養控除	生計を一にする親族があり、その親族の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合		33万円					
	一般扶養親族(16歳以上で下に該当しない方)							
	特定(19歳以上23歳未満)扶養親族					45万円		
	老人(70歳以上)扶養親族					38万円		
	同居老親等扶養親族 *老人扶養親族のうち、納税義務者本人か配偶者の直系尊属(両親、祖父母など)で、同居している親族					45万円		
基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額に応じて控除されます。 ※ただし合計所得金額が2,500万円を超える場合は該当しません。	あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下			
		控除額	43万円	29万円	15万円			